

3-2 社会的状況

3-2-1 人 口

安佐南区、安佐北区及び広島市における区別面積及び世帯数、人口は表 3-2-1 に示すとおりである。事業計画地が位置する安佐北区は、面積は広島市全体に対して約 39.0%を占め、人口は約 13.1%を占める。

表 3-2-1 面積・人口・世帯数

行政区	面積(km ²)		世帯数(戸)	人口(人)			
	割合(%)	総数		男	女		
		割合(%)					
全市	905.41	—	527,432	1,177,521	—	570,523	606,998
安佐南区	117.21	12.9	95,537	232,220	19.7	114,211	118,009
安佐北区	353.35	39.0	63,586	154,030	13.1	74,061	79,969

注. 面積は平成 22 年 10 月 1 日現在、世帯数及び人口は平成 22 年 12 月 31 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」(平成 24 年 2 月、広島市)

3-2-2 産 業

1) 産業別従事者数

安佐南区、安佐北区及び広島市の産業別事業所数及び従事者数は、表 3-2-2 に示すとおりである。これによると、安佐南区及び安佐北区ともに、事業所数、従業員数ともに卸売・小売業が全体の 19～27%程度を占めている。また、広島市全体の場合もほぼ同様の傾向となっている。

表 3-2-2 産業別事業所数・従事者数

産業大分類	安佐南区				安佐北区				全市			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
全産業	7,533	—	74,528	—	5,070	—	49,801	—	58,049	—	633,134	—
農林漁業	9	0.1%	59	0.1%	18	0.4%	237	0.5%	83	0.1%	862	0.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	2	<0.1%	19	<0.1%	4	<0.1%	40	<0.1%
建設業	983	13.0%	6,567	8.8%	739	14.6%	4,169	8.4%	5,414	9.3%	47,258	7.5%
製造業	388	5.2%	5,988	8.0%	538	10.6%	11,211	22.5%	2,983	5.1%	62,518	9.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.1%	233	0.3%	8	0.2%	206	0.4%	70	0.1%	5,104	0.8%
情報通信業	72	1.0%	560	0.8%	29	0.6%	139	0.3%	1,002	1.7%	17,616	2.8%
運輸業、郵便業	242	3.2%	6,323	8.5%	158	3.1%	2,904	5.8%	1,395	2.4%	38,809	6.1%
卸売業、小売業	1,976	26.2%	19,719	26.5%	1,230	24.3%	9,523	19.1%	15,692	27.0%	146,079	23.1%
金融業、保険業	86	1.1%	857	1.1%	47	0.9%	499	1.0%	1,044	1.8%	19,231	3.0%
不動産業、物品賃貸業	811	10.8%	2,647	3.6%	254	5.0%	981	2.0%	4,928	8.5%	20,108	3.2%
学術研究、専門・技術サービス業	263	3.5%	1,580	2.1%	173	3.4%	670	1.3%	3,072	5.3%	23,166	3.7%
宿泊業、飲食サービス業	736	9.8%	6,263	8.4%	464	9.2%	2,898	5.8%	8,007	13.8%	55,585	8.8%
生活関連サービス業、娯楽業	677	9.0%	3,758	5.0%	460	9.1%	2,218	4.5%	4,705	8.1%	25,831	4.1%
教育、学習支援業	338	4.5%	5,914	7.9%	217	4.3%	3,314	6.7%	2,007	3.5%	30,641	4.8%
医療、福祉	541	7.2%	8,631	11.6%	388	7.7%	6,876	13.8%	3,741	6.4%	63,738	10.1%
複合サービス事業	35	0.5%	615	0.8%	38	0.7%	353	0.7%	265	0.5%	3,183	0.5%
サービス業(他に分類されないもの)	356	4.7%	3,985	5.3%	290	5.7%	2,685	5.4%	3,447	5.9%	55,000	8.7%
公務(他に分類されるものを除く)	14	0.2%	829	1.1%	17	0.3%	899	1.8%	190	0.3%	18,365	2.9%

注. 平成 21 年 7 月 1 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」(平成 24 年 2 月、広島市)

2) 農 業

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 22 年における販売農家の農家数等は、表 3-2-3 に示すとおりである。これによると、農家数では、安佐南区及び安佐北区ともに、第 2 種兼業農家の戸数の割合が 49～56%前後を占めている。また、経営耕地面積については、安佐北区の 80%が田を占めている。なお、広島市全体でも田が約 77%を占めている。

表 3-2-3 農家数・農業人口・経営耕地面積（平成 22 年）

区 分	専業・兼業別農家数（戸）				農業 就業 人口	経営耕地面積（アール）			
	総数	専業農家	第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家		総数	田	畑	樹園他
全 市	2,063	756 (36.6%)	119 (5.8%)	1,188 (57.6%)	3,232	106,513	82,479 (77.4%)	20,172 (18.9%)	3,862 (3.6%)
安佐南区	567	220 (38.8%)	67 (11.8%)	280 (49.4%)	1,006	24,335	17,017 (69.9%)	6,119 (25.1%)	1,199 (4.9%)
安佐北区	841	355 (42.2%)	16 (1.9%)	470 (55.9%)	1,283	47,366	39,061 (82.5%)	7,056 (14.9%)	1,249 (2.6%)

注 1. 第 1 種兼業農家とは、自家農業を主とする兼業農家、第 2 種兼業農家とは、自家農業を従とする兼業農家をいう。

注 2. () は農家数及び経営耕地面積について、各項目の占める割合を表す。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3) 工 業

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 21 年における事業所数等は、表 3-2-4 に示すとおりである。これによると、製造品出荷額は安佐南区が事業所一所当たりで 74,933 万円、従業員一人当たりで 2,891 万円となっている。なお、広島市については、事業所一所当たりで 136,072 万円、従業員一人当たりで 3,692 万円となっている。

表 3-2-4 事業所数・従業者数・製造品出荷額

区 分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等 (万円)
	総数（所）	一所当たりの出荷額 (万円)	総数（人）	一人当たりの出荷額 (万円)	
全 市	1,373	136,072	50,603	3,692	186,826,282
安佐南区	167	74,933	4,328	2,891	12,513,853
安佐北区	291	65,039	9,565	1,979	18,926,464

注. 平成 21 年 12 月 31 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

4) 商 業

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 19 年における事務所数等は、表 3-2-5 に示すとおりである。これによると、安佐南区、安佐北区では、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに卸売業よりも小売業の方が多くなっている。

表 3-2-5 事業所数・従業者数・年間販売額

区 分		事業所数（店）		従業者数 （人）	年間商品販売額	
			割合（％）			割合（％）
卸 売 業	全市	4,746	—	50,815	634,351,170	—
	安佐南区	385	8.1	3,739	22,826,726	3.6
	安佐北区	186	3.9	1,383	7,701,127	1.2
小 売 業	全市	9,126	—	70,170	135,316,853	—
	安佐南区	1,210	13.3	12,080	23,087,108	17.1
	安佐北区	851	9.3	6,662	10,699,586	7.9

注. 平成 19 年 6 月 1 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3-2-3 土地利用

1) 地目別土地利用

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 23 年における地目別土地利用面積は、表 3-2-6 に示すとおりである。これによると、安佐南区、安佐北区は山林の面積がそれぞれ 53.7%、73.3%と最も多くなっている。広島市についても山林の面積が 64.6%を占め、最も多くなっている。

表 3-2-6 地目別土地利用面積

地 目	全市（千㎡）		安佐南区（千㎡）		安佐北区（千㎡）	
		割合（％）		割合（％）		割合（％）
総 数	424,066	—	58,148	—	172,042	—
宅 地	83,067	19.6	15,878	27.3	15,772	9.2
田	29,945	7.1	4,094	7.0	16,031	9.3
畑	14,117	3.3	2,200	3.8	5,720	3.3
山 林	273,839	64.6	31,219	53.7	126,100	73.3
原 野	4,405	1.0	290	0.5	2,428	1.4
池 沼	583	0.1	11	<0.1	558	0.3
塩田，牧場，鉱泉地	0	<0.1	—	—	—	—
雑 種 地	15,887	3.7	4,335	7.5	4,996	2.9
軌道用地	2,223	0.5	121	0.2	437	0.3

注. 平成 23 年 1 月 1 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

2) 土地利用計画（都市計画）

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 22 年度における都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 3-2-7 に示すとおりである。これによると、安佐南区、安佐北区、広島市の用途地域では第一種住居地域がそれぞれ 32.3%、37.0%、29.1%と最も多くなっている。

また、事業計画地周辺の用途地域指定状況は、図 3-2-1 に示す。事業計画地は「第 1 種住居地域」に位置し、一部で「近隣商業地域」、「商業地域」及び「工業地域」に面している。

表 3-2-7 都市計画区域及び用途地域（平成 22 年度）

単位：ha

項 目		全 市	安佐南区	安佐北区
都市計画区域	総 面 積	42,998	7,471	9,615
	市 街 化 区 域	15,952	3,515	2,354
	市 街 化 調 整 区 域	23,977	3,956	7,261
用 途 地 域	総 面 積	15,952	3,515	2,354
	第一種低層住居専用地域	3,516(22.0%)	1,026(29.2%)	772(32.8%)
	第二種低層住居専用地域	27(0.2%)	9(0.3%)	6(0.3%)
	第一種中高層住居専用地域	795(5.0%)	211(6.0%)	165(7.0%)
	第二種中高層住居専用地域	1,376(8.6%)	257(7.3%)	92(3.9%)
	第 一 種 住 居 地 域	4,647(29.1%)	1,136(32.3%)	871(37.0%)
	第 二 種 住 居 地 域	1,071(6.7%)	280(8.0%)	68(2.9%)
	準 住 居 地 域	68(0.4%)	14(0.4%)	22(0.9%)
	近 隣 商 業 地 域	1,223(7.7%)	297(8.4%)	89(3.8%)
	商 業 地 域	700(4.4%)	21(0.6%)	8(0.3%)
	準 工 業 地 域	1,480(9.3%)	108(3.1%)	152(6.5%)
	工 業 地 域	749(4.7%)	156(4.4%)	108(4.6%)
	工 業 専 用 地 域	300(1.9%)	—	—

注 1. 平成 23 年 3 月 31 日現在。

注 2. () は用途地域において、各項目の占める割合を表す。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3-2-4 水域利用

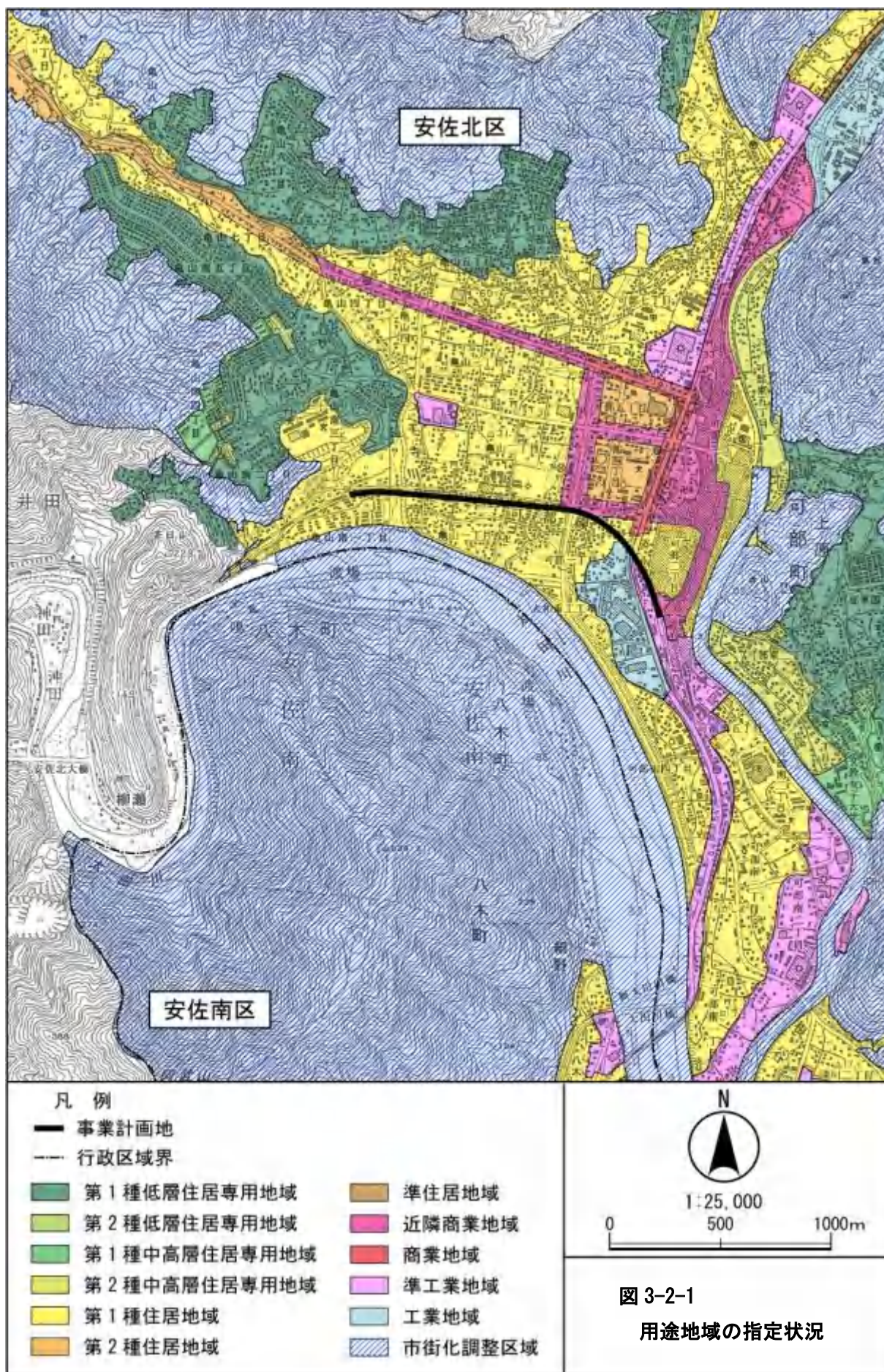
事業計画地周辺には、一級河川の太田川が流れている。事業計画地周辺における漁業権の設定状況は、表 3-2-8 及び図 3-2-2 に示すとおりである。

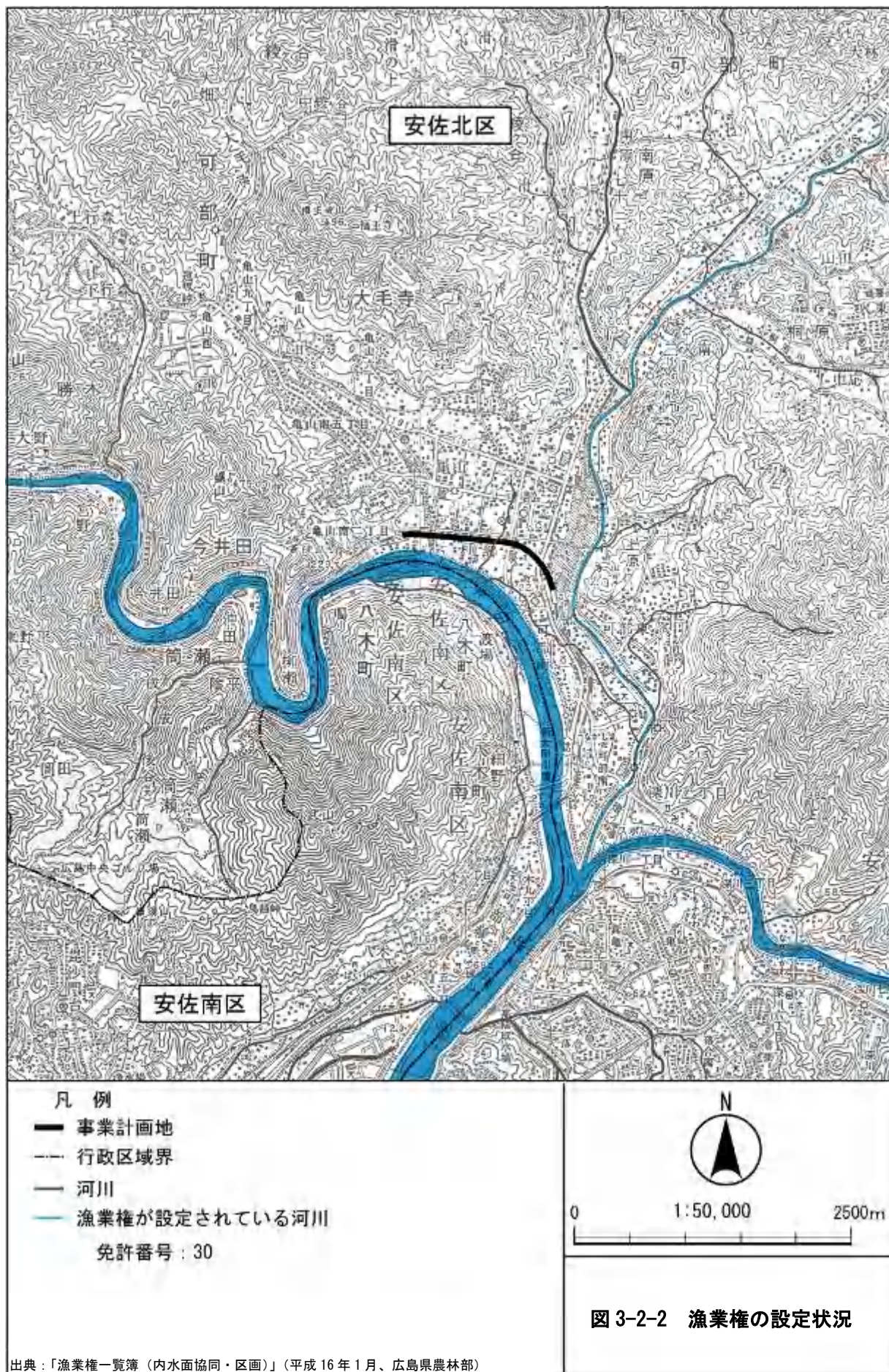
事業計画地周辺では、第 5 種共同漁業権（内水共第 30 号）が設定されており、あゆ、こい、うなぎ、もくずがに等の漁業が行われている。

表 3-2-8 漁業権の設定状況

免許 番号	漁場の位置	漁業の種類・名称		漁業権者	漁業権の存続期間
		種 類	名 称		
内水共 第 30 号	太田川、吉山川、高山川、西宗川、小河内川、鈴張川、根谷川、三篠川（広島市安佐南区、安佐北区、東区、佐伯郡湯来町、山県郡加計町、豊平町、筒賀村）	第 5 種 共同漁業	あゆ こい うなぎ もくずがに	太田川 漁 業 協 同 組 合	平成 16 年 1 月 1 日 ～ 平成 25 年 12 月 31 日

出典：「漁業権一覧簿（内水面協同・区画）」（平成 16 年 1 月、広島県農林水産部）





出典：「漁業権一覧簿（内水面協同・区画）」（平成 16 年 1 月、広島県農林部）

3-2-5 交 通

1)道 路

事業計画地周辺の道路の概況は表 3-2-9 に、「平成 22 年度道路交通センサス」による交通量調査結果は表 3-2-10 に示すとおりである。また、事業計画地周辺の道路概要図は図 3-2-3 に示すとおりである。

これによると、国道は全延長にわたって舗装されており、県道、市道においてもほぼ 100% の割合で舗装整備されている。また、事業計画地周辺では、一般国道 54 号（安佐南区八木八丁目）の交通量が最も多く、自動車類合計で 35,327 台/12 時間（平日）となっている。

表 3-2-9 道路の概況

区 分	線路数	延 長		舗装道		砂利道		舗装率 (延長比) (%)
		延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	
総 数	15,111	4,322,783	30,514,739	4,072,198	29,881,682	250,585	633,057	94.2
国 道	10	161,928	2,520,068	161,928	2,520,068	—	—	100.0
県 道	53	419,596	4,458,156	415,771	4,444,869	3,825	13,287	99.0
市 道	15,048	3,741,259	23,536,515	3,494,499	22,916,745	246,760	619,770	93.4
(安佐南区)	3,212	741,859	4,213,930	692,188	4,104,849	49,671	109,081	93.3
(安佐北区)	2,704	832,427	4,352,615	730,813	4,092,936	101,614	259,679	87.7

注 1. 平成 23 年 4 月 1 日現在。

注 2. () は市道の内数。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

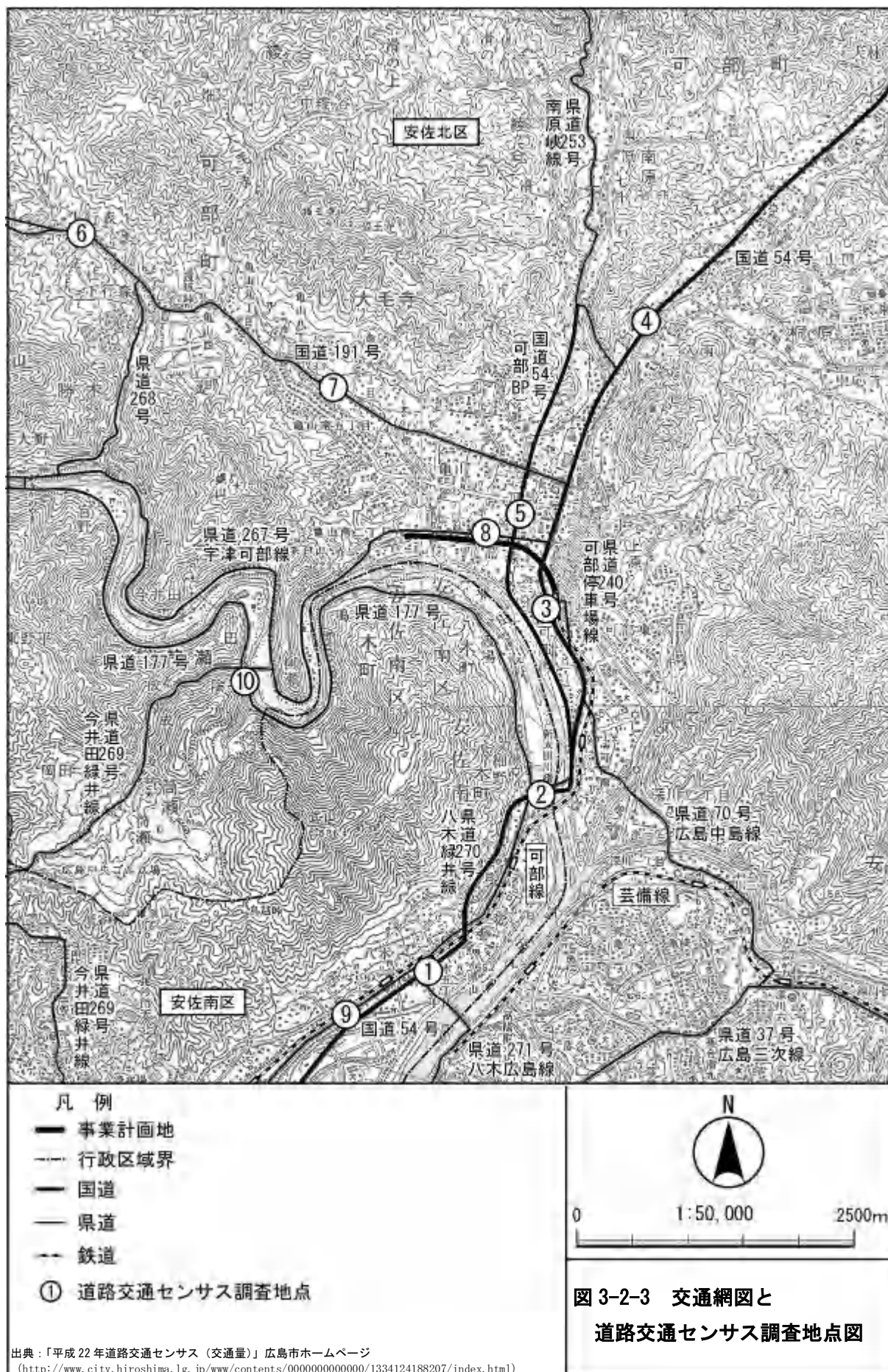
表 3-2-10 交通量調査（平成 22 年度）

単位：台/12 時間（平日）

番号	路線名	観測箇所	自 転 車 類	動力付 二輪車	自動車類				自動車類 合計
					小型車		大型車		
					乗用車	小型 貨物車	バス	普通 貨物車	
1	一般国道 54 号	安佐南区八木四丁目	—	—	29,336		4,062		33,398
2		安佐南区八木八丁目	—	—	31,775		3,552		35,327
3		安佐北区可部二丁目	—	—	14,538		2,615		17,153
4		安佐北区三入一丁目	—	—	13,648		1,864		15,512
5	一般国道 54 号 (可部バイパス)	安佐北区可部四丁目	—	—	16,412		1,553		17,965
6	一般国道 191 号	安佐北区可部町勝木	17	219	10,103	2,404	194	1,403	14,104
7		安佐北区亀山七丁目	140	396	8,061	2,136	162	1,333	11,692
8	一般県道 267 号線 宇津可部線	安佐北区亀山二丁目	213	399	5,271	1,003	26	274	6,574
9	一般県道 270 号線 八木緑井線	安佐南区八木二丁目	80	785	7,386	1,663	386	336	9,771
10	一般県道 177 号線 下佐東線	安佐北区安佐町筒瀬	—	—	1,531		656		2,187

出典：「平成 22 年道路交通センサス（交通量）」広島市ホームページ

(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1334124188207/index.html>)



2) 鉄軌道

事業計画地周辺の鉄軌道網は可部線で構成されている。可部線の 1 日平均乗車人員は表 3-2-11 に示すとおり、可部駅で約 3,500 人、中島駅で約 500 人である。

表 3-2-11 可部線乗車人員（1 日平均）

単位：人/日

年 度	可 部 駅	中 島 駅
平成 20 年度	3,582	500
平成 21 年度	3,528	499
平成 22 年度	3,504	513

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3) バ ス

事業計画地周辺のバス交通網は、図 3-2-4 に示すとおりである。

国道及び県道を中心に事業計画地周辺にはバス交通網が整備されている。

3-2-6 環境の保全等に配慮が必要な施設

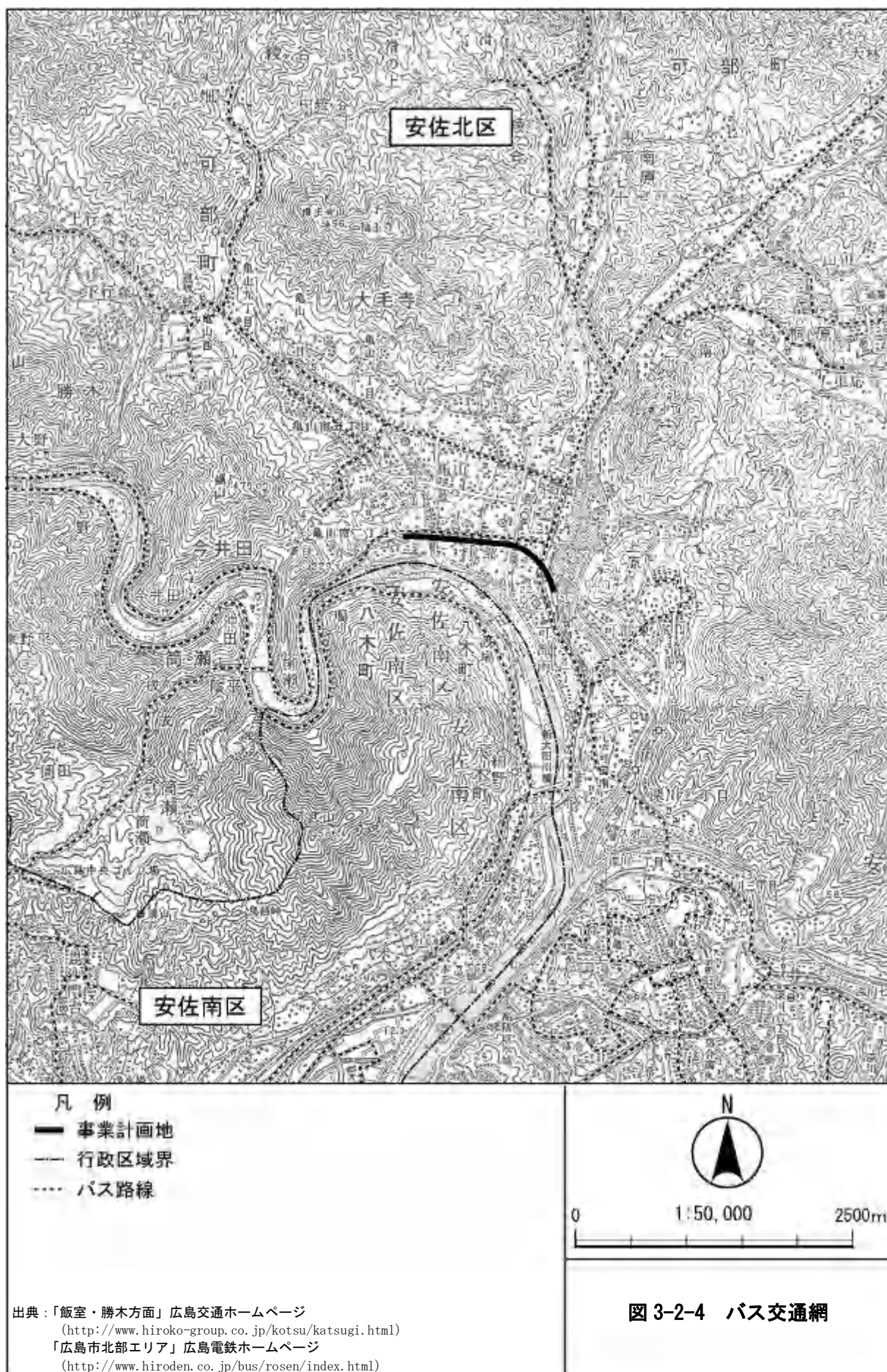
事業計画地周辺の環境の保全等に特に配慮が必要な施設の設置状況は、表 3-2-12 及び図 3-2-5 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺には幼稚園・保育園・児童館が 17 施設、小学校が 4 施設、中学校が 2 施設、高等学校が 1 施設、大学（附属幼稚園、附属高等学校を含む）が 1 施設、公民館が 2 施設、病院が 2 施設、老人ホーム・老人集会施設等が 8 施設存在する。事業計画地の最寄施設としては、南側に保育園及びケアホームがあるほか、北側に幼稚園が存在する。

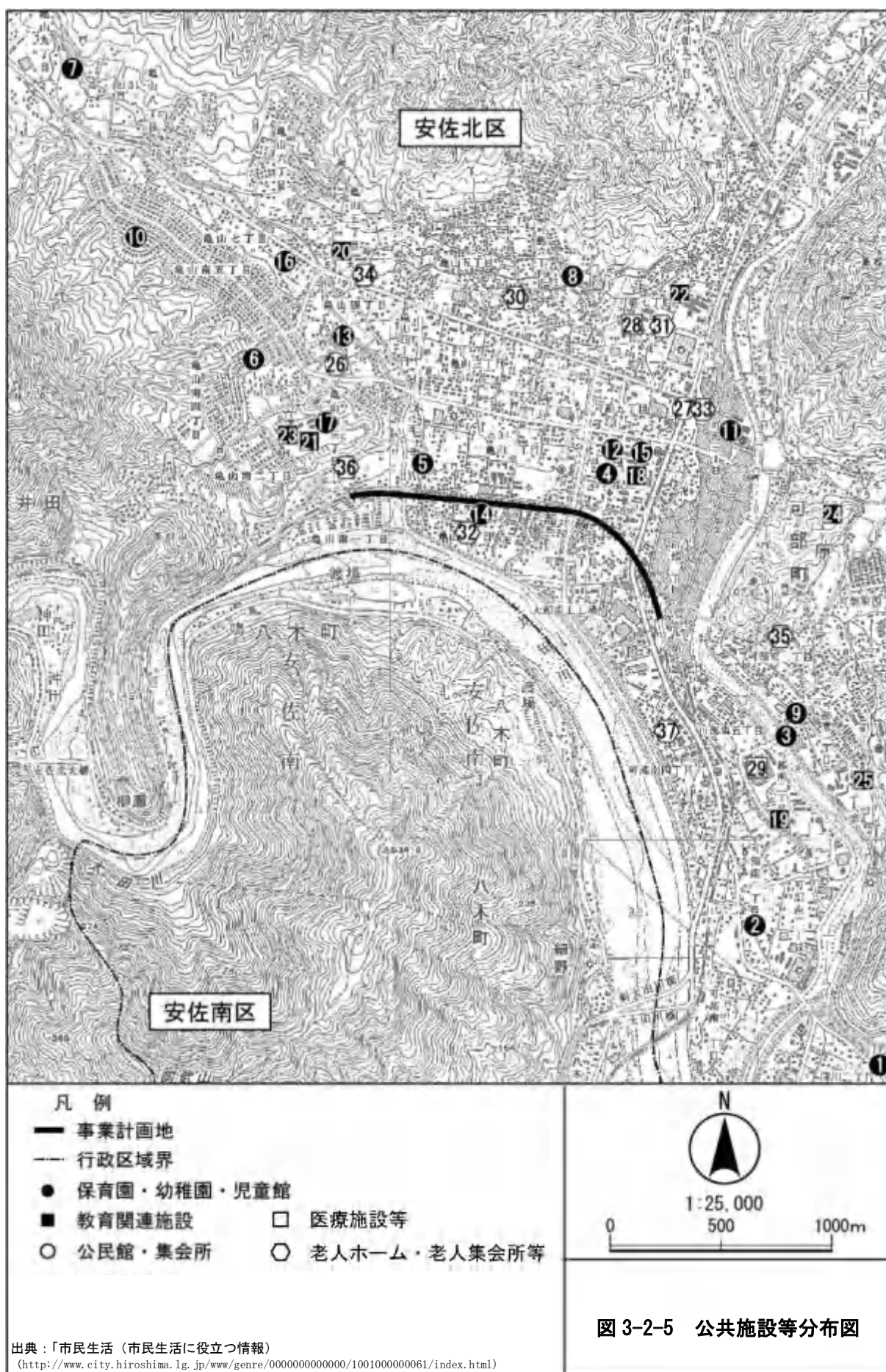
表 3-2-12 公共施設等の特に配慮が必要な施設等の設置状況

No.	名 称	No.	名 称
1	善徳寺幼稚園	21	亀山南小学校
2	可部ふたば幼稚園	22	可部中学校
3	広島文教女子大学附属幼稚園	23	亀山中学校
4	可部幼稚園	24	可部高校
5	河戸幼稚園	25	広島文教女子大学
6	虹山幼稚園・なないろ保育園	26	亀山公民館
7	かつぎ幼稚園	27	可部公民館
8	城保育園	28	医療法人社団仁和会児玉病院
9	可部東保育園	29	広島市立安佐市民病院
10	亀山南保育園	30	緑ヶ丘静養園
11	可部保育所	31	かんべ村
12	どれみふぁ保育園	32	ケアホーム ディア・レスト可部
13	亀山みどり保育園	33	可部老人集会所
14	可部ひかり保育園	34	亀山老人集会施設
15	可部児童館	35	可部南老人集会施設
16	亀山児童館	36	亀山南老人集会施設
17	亀山南児童館	37	中屋老人集会施設
18	可部小学校		
19	可部南小学校		
20	亀山小学校		

出典：広島県教育委員会ホームページ、広島市ホームページ

「健康・福祉の手引き 平成 21 年度版」（平成 22 年 1 月、広島市健康福祉局）





3-2-7 生活環境施設

1) 上水道

安佐南区、安佐北区及び広島市における上水道普及率は、表 3-2-13 に示すとおりである。これによると、広島市の普及率が約 97.6%であるのに対して、安佐南区が 98.4%、安佐北区が 88.3%となっている。

表 3-2-13 上水道普及状況（平成 22 年度）

区 分	行政区域内		給水区域内 (A)		現在給水 (B)		普及率(B)/(A)	
	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (%)	人口 (%)
全 市	527,641	1,175,466	524,400	1,168,185	512,709	1,140,661	97.8	97.6
安佐南区	95,707	232,124	95,707	232,124	94,175	228,432	98.4	98.4
安佐北区	63,636	153,710	63,493	153,398	55,815	135,400	87.9	88.3

出典：「平成 23 年度版広島市水道局事業年報」（平成 23 年 10 月、広島市水道局）

2) 下水道

広島市における公共下水道普及率は、表 3-2-14 に示すとおりである。

これによると、広島市では行政区域人口に対して約 93.3%の普及率となっている。

表 3-2-14 公共下水道の普及率

年 次	人口 (人)		普及率 B/A (%)
	行政区域人口 A	処理区域人口 B	
平成 21 年	1,170,276	1,087,470	92.9
平成 22 年	1,173,977	1,093,250	93.1
平成 23 年	1,177,725	1,099,110	93.3

注 1. 各年 3 月 31 日現在。

注 2. 行政区域人口は、住民基本台帳及び外国人登録人口である。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3) 廃棄物

(1) ごみ

広島市におけるごみの処分状況は、表 3-2-15 に示すとおりである。

これによると、ごみ処分量は近年減少傾向にあり、平成 22 年度の総処分量は 386,366t であり、平成 20 年度と比べて約 20,000 t 減少した。焼却処分量は総量の約 75.2% を占める 290,574t であり、総処分量と同様に減少傾向にある。

表 3-2-15 ごみの処分

単位：t

年 度	総 量	焼 却	埋 立	再 生	無害化	1 日平均処分量
平成 20 年度	406,281	301,516	44,771	59,575	419	1,113
平成 21 年度	396,362	295,313	42,620	58,018	411	1,086
平成 22 年度	386,366	290,574	38,641	56,746	405	1,059

注. 埋立量には焼却灰を含む。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

(2) し尿

広島市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理状況は、表 3-2-16 に示すとおりである。

これによると、広島市のし尿処分量は、公共下水道整備に伴い年々減少しており、平成 22 年度は 73,756kl となっている。

表 3-2-16 し尿及び浄化槽汚泥処理状況

単位：kl

年 度	収 集 量			処 理 量		
	総 量	環境事業 公社	業 者	総 量	陸上処理	農村還元
平成 20 年度	77,995 (33,572)	3,742 (3,742)	74,253 (29,830)	77,995 (33,572)	77,995 (33,572)	—
平成 21 年度	75,281 (31,406)	3,345 (3,345)	71,936 (28,061)	75,281 (31,406)	75,281 (31,406)	—
平成 22 年度	73,756 (31,263)	3,144 (3,144)	70,612 (28,119)	73,756 (31,263)	73,756 (31,263)	—

注 1. () 内の数字は、し尿の収集及び処理量（内数）である。

注 2. 浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。

注 3. 安芸地区衛生管理組合（一部事務組合）の管轄区域（東区福田、馬木、温品地域及び安芸区）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。

注 4. 業者には、委託業者収集量（西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿）、許可業者収集量（浄化槽汚泥）を含む。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

4) 温室効果ガス

広島市の温室効果ガスの排出量は、表 3-2-17 に示すとおりである。

これによると、平成 20 年度の温室効果ガスの排出量は 689.9 万トン-CO₂ であり、基準年度（平成 2 年度）の排出量に比べ約 26 万トン-CO₂（3.7%）減少している。

表 3-2-17 温室効果ガスの排出量

単位：万トン-CO₂

区 分	基準年度 平成 2 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
産業部門	196.8	194.6	188.0	197.2	197.0	159.6
民生部門	306.9	437.7	441.6	433.9	439.9	334.8
運輸部門	204.5	188.8	187.9	180.8	179.1	171.0
廃棄物部門	7.0	11.9	12.6	12.5	11.6	11.4
代替フロン第 3 ガス ^(注 1)	0.9	6.1	7.6	9.2	11.4	13.1
合 計 ^(注 2)	716.1	839.1	837.8	833.6	839.0	689.9 ^(注 3)
対基準年度削減率	—	+17.2%	+17.0%	+16.4%	+17.2%	△3.7%

注 1. 代替フロン等 3 ガスについては、平成 7 年度（1995 年）を基準年度としている。

注 2. 合計欄は、端数調整のため一致しない。

注 3. 電気事業者ごとの係数（京都メカニズムクレジット反映前）を用いた場合は、811.2 万トン（基準年比+13.3%）となる。

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）

3-2-8 環境保全のための法令等

1) 自然環境等の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

事業計画地における自然環境関係法令等に基づく地域・区域等の指定状況は表 3-2-18 及び図 3-2-6 に示すとおりである。また、鳥獣保護区等位置図は図 3-2-7 に示すとおりである。

事業計画地は、そのほとんどが都市計画法に基づく都市計画区域の第 1 種住居地域に位置し、一部が近隣商業地域、準工業地域、工業地域に面している。その他、法令等に基づく地域・区域等の指定はない。

表 3-2-18 自然環境等に関する法令等に基づく地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	備 考
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	
		自然環境保全地域	×	
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	×	図 3-2-7
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	図 3-2-6
		緑地環境保全地域	×	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	図 3-2-1
		農業地域	×	図 3-2-6
		森林地域	×	
		自然公園地域	×	
		自然保全地域	×	図 3-2-6
	都市計画法	都市計画区域	○	図 3-2-1
		用途地域	○	
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	×	図 3-2-6
		農用地区域	×	
防災	森林法	国有林	×	図 3-2-6
		保安林	×	図 3-2-6
		地域森林計画対象民有林	×	図 3-2-6
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	
	砂防法	砂防指定地	×	図 3-2-6
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	
	河川法	河川区域、河川保全区域	×	図 3-2-6
	宅地造成等規正法	宅地造成工事規制区域	×	図 3-2-6
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3-1-11 図 3-1-12
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（県指定）	×	
	広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（市指定）	×	

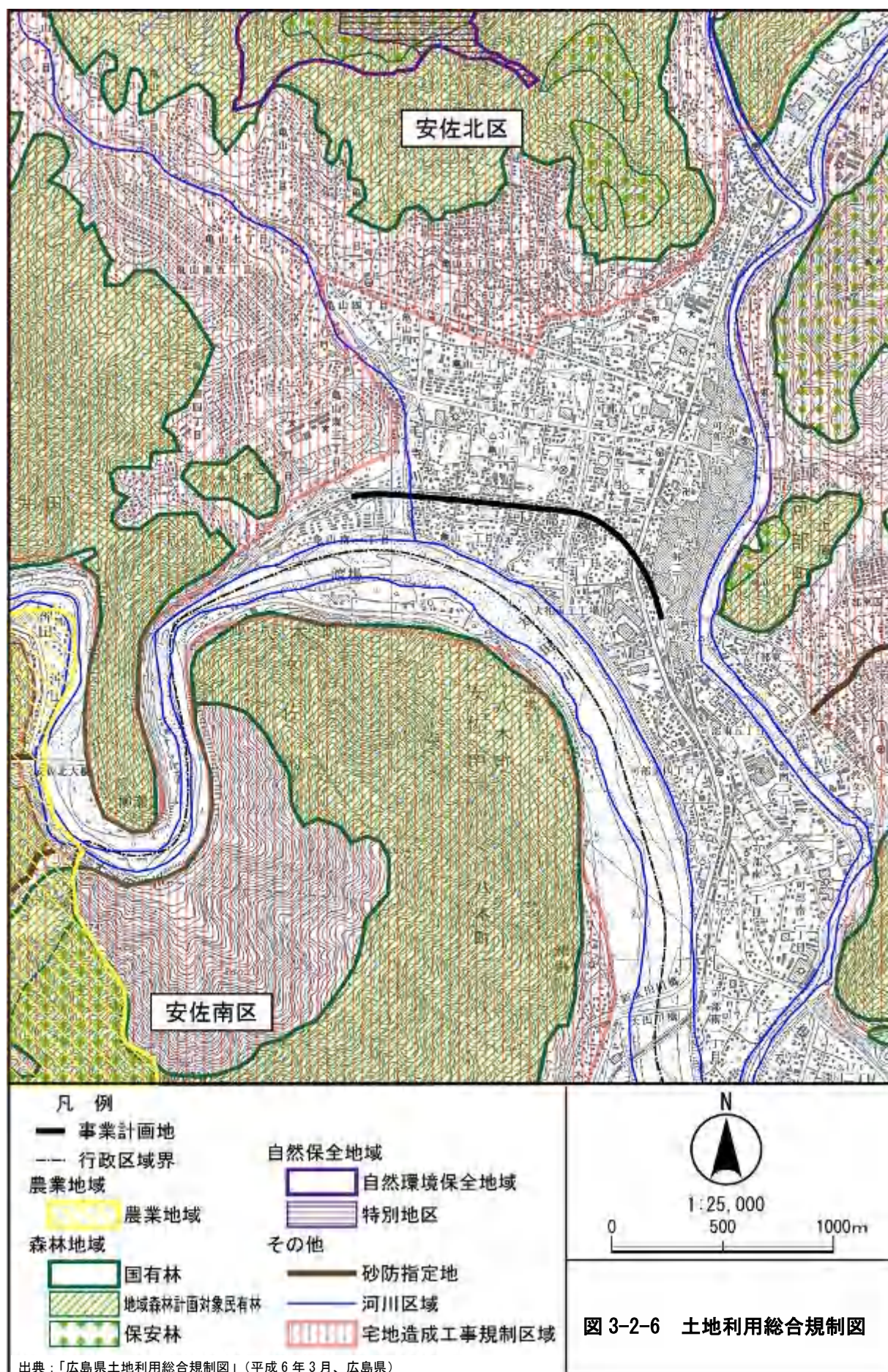
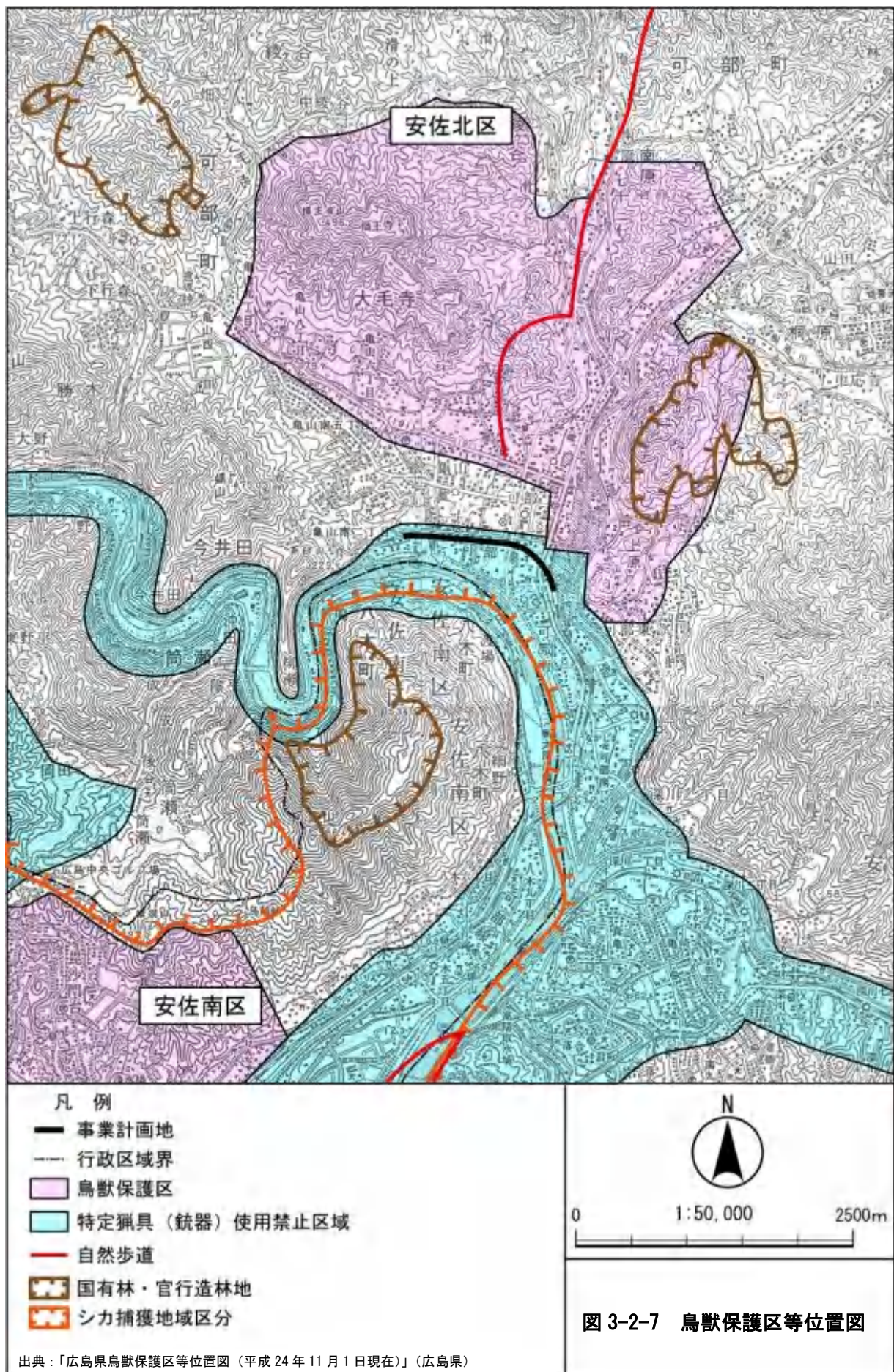


図 3-2-6 土地利用総合規制図



2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

①大気環境

7. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表 3-2-19 に示すとおりである。

表 3-2-19 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	溶液誘電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	非分散型赤外線分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	キャニスター又は捕集管により摂取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

(大気の汚染に係る環境基準：昭 48 環告 25, 最終改正平 8 環告 73、二酸化窒素に係る環境基準：昭 53 環告 38, 最終改正平 8 環告 74、有害大気汚染物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)：平 9 環告 4、ジクロロメタン：平 13 環告 30)、ダイオキシン類：平 11 環告 68, 最終改正平 21 環告 11、微小粒子状物質：平 21 環告 33)

注 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。

注 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液から要素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注 4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注 5. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

4. 騒 音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は、表 3-2-20 に示すとおりである。なお、事業計画地周辺は第 1 種住居地域であり「B 類型」に指定されている。

表 3-2-20 騒音に係る環境基準

「道路に面する地域以外の地域」

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1. 広島市における地域の類型指定は以下のとおりである。

AA 類型：該当地域なし

A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 類型：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

（平 24 広島市告示 116）

注 2. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

「道路に面する地域」

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注. 車線：1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」

基 準 値	
昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注 1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

注 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路は、道路端から 20m までの範囲をいう。

注 3. この環境基準は、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

（平 10 環告 64, 最終改正平 24 環告 54）

b. 規制基準等

在来鉄道騒音に係る基準として、表 3-2-21 に示すとおり、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」(平成 7 年 12 月、環大一 174 号)により指針値が定められている。

表 3-2-21 在来鉄道騒音に係る指針値

新 線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間 (7～22 時) については 60dB(A) 以下、夜間 (22 時～翌日 7 時) については 55dB(A) 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保全すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

(平成 7 年 12 月、環大一 174 号)

注。「新線」とは、鉄道事業法第 8 条又は軌道法第 5 条の工事の施行認可を受けて工事を施行する区間をいう。
「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化（以下「高架化」という）を行うため、鉄道事業法第 12 条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則（大正 12 年内務鉄道省令）第 11 条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施行する区間をいう。

また、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に規定する特定工場等に係る広島市における規制基準は表 3-2-22 に、自動車騒音の要請限度は表 3-2-23 に、特定建設作業の規制に関する基準は表 3-2-24 に示すとおりである。

事業計画地周辺における区域の指定状況は、特定工場等においては発生する騒音については第 1 種住居地域の「第二種区域」に、自動車騒音については「b 区域」に指定されている。

表 3-2-22 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	昼間 (8～18 時)	朝 (6～8 時) 夕 (18～22 時)	夜間 (22～6 時)
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第二種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	60 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

(昭 43 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1、昭 61 広島市告示 96、最終改正平 17 広島市告示 166)
注 1. 騒音測定は、特定工場の敷地の境界線上で行う。

注 2. 広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第二種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域

表 3-2-23 自動車騒音の要請限度

区 分	広島市における区域の指定	車線等	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線以上	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域	近 接 区 域	75 デシベル	70 デシベル
	第 2 種中高層住居専用地域			
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種住居地域	2 車線以上 近 接 区 域	75 デシベル	70 デシベル
	準住居地域 用途地域の定めない地域 (c 区域に該当する区域を除く。)			
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	車線を有する 道路 近 接 区 域	75 デシベル	70 デシベル

(平 12 総理府令 15, 最終改正平 23 環境省令 32, 昭 61 広島市告示 96, 最終改正平 17 広島市告示 166)

注 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものである。

注 2. 「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注 3. 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15m までの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

注 4. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

表 3-2-24 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
85 デシベル	午後 7 (10) 時から翌日午前 7 (6) 時までに行われないこと	10 (14) 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	① ② ③ ④	① ②	① ②	① ② ③ ④ ⑤

(昭 43 厚生省・建設省告示 1, 昭 61 広島市告示 96, 最終改正平 17 広島市告示 166)

注 1. 指定地域のうち、工業地域内の学校、保健所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は () 内に示すとおりである。

注 2. 適用除外欄の各項は次のとおりである。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

ウ. 振 動

振動については、環境基準は定められていない。

新幹線鉄道に係る振動については、下記のとおり環境庁長官から運輸大臣あてに勧告された「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和 51 年 3 月、環大特 32 号)に指針が定められている。

1 指針

- (1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

2 測定方法等

- (1) 測定単位は、補正加速度レベル(単位デシベル)を用いること。
- (2) 測定条件は、次のとおりとすること。
 - ア 振動ピックアップの設置場所は、緩衝物がなく、かつ、十分踏固め等の行われている堅い場所とすること
 - イ 振動ピックアップの設置場所は、傾斜又は凹凸のない場所とし、水平面を十分確保できる場所とすること。
 - ウ 振動ピックアップは、外囲条件の影響を受けない場所に設置すること。
 - エ 指示計器の動特性は緩(Slow)とすること。
- (3) 測定は、上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取つて行うものとする。

なお、測定時期は、列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。

- (4) 振動の評価は、(3)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均して行うものとする。

3 指針達成のための方策

- (1) 新幹線鉄道振動の振動源対策として、構造物の振動低減対策等の措置を講ずるものとする。

なお、以上の措置を講じても現在の防止技術では振動を低減することが困難な場合もあるので、早急に構造物の防振対策、振動遮断対策などの技術開発を図るものとする。
- (2) 新幹線鉄道振動の障害防止対策として、既設の住居等に対する建物の移転補償、改築及び補強工事の助成等の措置を振動が著しい地域から実施するものとする。特に、今後早急に家屋の防振対策技術の開発を図り、家屋補修等により振動の影響を軽減する措置を講ずるものとする。
- (3) 新幹線鉄道振動対策の実施に当たっては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和 50 年 7 月環境庁告示第 46 号)」に基づく騒音対策その他の環境対策と有機的に連携して実施するものとする。

(昭 51 環大特 32)

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に規定する特定工場等に係る広島市における振動の規制基準は表 3-2-25 に、道路交通振動の要請限度は表 3-2-26 に示すとおりである。なお、事業計画地は第 1 種住居地域の「第一種区域」に指定されている。

また、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は表 3-2-27 に示すとおりである。

表 3-2-25 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	昼間（7～19 時）	夜間（19～7 時）
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

（昭 51 環告 90、昭 61 広島市告示 97、最終改正平 13 広島市告示 80）

注. 広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なお、工業専用地域は区域の指定がされていない。

表 3-2-26 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間（7～19 時）	夜間（19～7 時）
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

（昭 51 総理府令 58、最終改正平 23 環境省令 32、昭 61 広島市告示 97、最終改正平 13 広島市告示 80）

注 1. 区域の区分は、表 3-2-25 と同様である。

注 2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

注 3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日において、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり一回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

注 4. 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

表 3-2-27 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
75 デシベル	午後 7（10）時から翌日午前 7（6）時までに行われないこと	10（14）時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	① ② ③ ④	① ②	① ②	① ② ③ ④ ⑤

（昭 51 総理府令 58、昭 61 広島市告示 97、最終改正平 13 広島市告示 80）

注 1. 指定地域のうち、工業地域内の学校、保健所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は（ ）内に示すとおりである。

注 2. 適用除外欄の各項は次のとおりである。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

I. 悪 臭

悪臭については、環境基準は定められていない。

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく広島市における規制基準は、表 3-2-28 に示すとおりであり、広島市全域が規制区域に指定されている。なお、事業計画地は第 1 種住居地域の「第 1 種区域」に指定されている。

表 3-2-28 悪臭防止法に基づく規制基準

区域の区分	用途地域の区分等	許容限度
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域	臭気指数 10
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域又は準工業地域、用途地域の定めのない地域であって第 3 種区域に該当する区域を除く区域	臭気指数 13
第 3 種区域	工業地域又は工業専用地域、都市計画区域の定めのない地域	臭気指数 15

(平 23 広島市告示 240)

②水環境（水質汚濁）

a. 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-29 及び表 3-2-30 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-29 に示すとおりである。

なお、健康項目のカドミウムに関しては、基準値が 0.01mg/L から 0.003mg/L に改正され、平成 23 年 10 月 27 日から施行されている。

表 3-2-29 水質汚濁に係る環境基準（公共用水域及び地下水）

項 目	基準値	
	公共用水域	地 下 水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類（水質）	1pg-TEQ/L 以下	

（公共用水域：昭 46 環告 59, 最終改正平 24 環告 127、地下水：平 9 環告 10, 最終改正平 24 環告 85、

ダイオキシン類：平 11 環告 68, 最終改正平 21 環告 11）

注 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2. 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3. ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 3-2-30(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—

注 1. 基準値は日間平均値とする。

注 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道 1 級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの
- 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級・3 級の水産生物用
- 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの
- 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-30(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（年平均）	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域の好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下

（昭 46 環告 59, 最終改正平 24 環告 127）

b. 規制基準等

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出基準は、表 3-2-31 に示すとおりである。

水質汚濁防止法第三条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和 46 年広島県条例 69 号) では水質汚濁防止法に基づいて、上記の排出基準より厳しい上乗せ排水基準を定めており、その基準は表 3-2-32 に示すとおりである。なお、下水道への排除基準は表 3-2-33 に示すとおりである。

表 3-2-31(1) 排水基準（水質汚濁防止法：排水基準を定める省令）

【有害物質】

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/L（海域以外の公共用水域に排出） 230mg/L（海域に排出）
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/L（海域以外の公共用水域に排出） 15mg/L（海域に排出）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表 3-2-31 (2) 排水基準（水質汚濁防止法：排出基準を定める省令）

【その他の項目】

項 目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	5.8～8.6（海域以外の公共用水域に排出） 5.0～9.0（海域に排出）
生物化学的酸素要求量	160（日間平均 120）mg/L
化学的酸素要求量	160（日間平均 120）mg/L
浮遊物質	200（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌含有量	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120（日間平均 60）mg/L
燐含有量	16（日間平均 8）mg/L

注 1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものある。

注 2. この表に掲げる排出基準は、1 日当りの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場または事業場に係る排水について適用する。

注 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。

注 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注 5. 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

注 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

注 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

（昭 46 総理府令 35, 最終改正平 24 環境省令 15）

表 3-2-32 上乘せ排水基準

【一般基準】

項 目	許容限度						
	第一種水域		第二種水域		第三種水域		第四種水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度（水素指数）							5.5 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（mg/L）	90 (70)						
化学的酸素要求量（mg/L）		50 (40)		85 (65)		120 (90)	130 (100)
浮遊物質（mg/L）	90 (70)		90 (70)				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	8		8		20		20

（昭和 46 年広島県条例 69, 最終改正平 21 条例 35）

注 1. （ ）内に示す「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2. この表に掲げる排出基準は、排出量が 50 m³以上である工場または事業場に係る排水について適用する。

注 3. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。

注 4. 事業計画地周辺の河川は第 2 種水域にあたる。

注 5. 空欄部分については、現時点で基準は設けられていない。

表 3-2-33 下水道への排除基準

項 目	基 準	
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L 以下	
シアン化合物	シアン 1 mg/L 以下	
有機化合物	1mg/L 以下	
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L 以下	
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L 以下	
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
チウラム	0.06mg/L 以下	
シマジン	0.03mg/L 以下	
ベンゼン	0.1mg/L 以下	
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	ほう素 230mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	ふっ素 15mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	
フェノール類	5mg/L 以下	
銅及びその化合物	銅 3mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	亜鉛 2mg/L 以下	
マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガン 10mg/L 以下	
クロム及びその化合物	クロム 2mg/L 以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量	5 日間に 600mg/L 以下	
浮遊物質	600mg/L 以下	
ノルマンヘキサン抽出物含有量	鉱油類含有量	5mg/L 以下
	動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 以下	
燐含有量	32mg/L 以下	
温度	45℃未満	
ヨウ素消費量	220mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	

(昭 34 政令 147, 最終改正平 24 政令 148、昭 47 広島市条例 96)

注 1. 各項目は、排出量 50 m³/日以上の特特定業場の排除基準である。

注 2. 排水量とは、一日当りの平均的な排水の量のことである。

注 3. ほう素及びふっ素は、事業計画地周辺からの排水を処理する広島市西部水資源再生センターの排除基準である。

注 4. セレン、ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサン、亜鉛の基準は事業場の業種によっては暫定基準がある。

注 5. 1,4-ジオキサンの基準は、すでに特定施設を設置している事業場に対しては、施行後（平成 24 年 5 月 25 日以降）6 か月間（水質汚濁防止法施行令別表第三に掲げる特定施設の場合は 1 年間）は適用されない。

③土壌環境

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3-2-34 に示すとおりである。

表 3-2-34 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
ダイオキシン類（土壌）	1,000pg-TEQ/g

（土壌汚染：平 3 環告 46, 最終改正平 22 環告 37, ダイオキシン類：平 11 環告 68, 最終改正平 21 環告 11）

注 1. 「検液中に検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 3. ダイオキシン類の基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 4. ダイオキシン類については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注 5. ダイオキシン類を除く項目に係る環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表の項目の欄に挙げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。ダイオキシン類に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

3) その他、環境に関する規制等

①広島市環境基本計画

広島市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成 13 年 10 月（平成 19 年 6 月一部改定）に策定している。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画であり、環境行政の中心的な役割を担うものとして位置付けられている。なお、計画期間は平成 25 年度までとされている。

②広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

広島市は平成 9 年 10 月に市民、事業者、行政が一体となって発生段階からごみの質・量・流れを制御する都市の構築を基本理念とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。しかし、ごみ排出量は年々増加し続けていることから、ごみの排出量の増加を前提として処分施設を確保するという考え方から、ごみを可能な限りゼロに近づけ、環境への負担を極めて小さくするという「ゼロエミッションシティ」へと大きく転換するため、平成 21 年 6 月に「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が策定された。計画策定後、計画期間の前期 5 年が経過したため、これまでの取組の経過や目標の達成状況を踏まえ、後期目標を新たに設定し、今後の施策展開等を盛り込み、平成 21 年 6 月に改定された。なお、後期の計画期間は平成 25 年度までとされている。

③リサイクルガイドライン

広島市のごみ排出量のうち事業系ごみは、約 46%（平成 14 年度）を占めている。このうち紙ごみが 5 割以上占め、シュレッダーダストや OA 用紙などリサイクル可能なごみが大量に含まれていることから、事業者にごみの減量・リサイクルをより一層推進させるために「リサイクルガイドライン」が策定された。本ガイドラインは、平成 14 年度に実施した実態調査を基に、建物形態別の特徴と課題を分析し、紙ごみ対策を中心として、目標とする「リサイクル率」や対応策が示されている。

④広島市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に向けて、市民・事業者・行政が取り組む具体的な行動内容や、温室効果ガスの削減目標が定められている。

⑤広島市緑の基本計画

広島市は、21 世紀の緑のまちづくりについての理念と方向を示すとともに、緑の将来像と施策の枠組みを明らかにするため、平成 13 年 1 月に「広島市緑の基本計画」を策定し、市民やNPO、企業等と市が協働して取組が進められた。しかし、市民一人当たりの都市公園の面積が目標に達していないこと、市街化に伴う緑地の減少など、さらには地球温暖化問題、ヒートアイランド現象などの問題解決に向けた取組が必要とされている。このため、これまでの取組を継続し発展させるとともに、地球温暖化などの新たな課題に対応し、将来にわたって緑化の推進と緑地の保全を総合的・計画的に推進するため、平成 23 年 1 月に「広島市緑の基本計画 2011-2020」に改定された。なお、本計画の目標年度は平成 32 年度までとされている。

この計画は、都市緑地法に基づき、「広島市基本構想」等に則する緑に関する総合的な計画として位置付けられ、計画期間は平成 32 年度までとされている。

⑥広島市環境影響評価条例

広島市では、環境に影響を及ぼすおそれがある事業をより環境に配慮された事業に誘導することを目的として、総合的な環境保全施策の一環として環境影響評価条例を制定している。